

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
1	33頁2行 福岡県環境県民会議構成団体への協力依頼	福岡県環境県民会議構成団体及び環境関連団体(NPO等)への協力依頼 下線部の追加	普及啓発に関しては環境県民構成団体に限らず、環境関連団体(NPO等)への協力が必要。	御意見を踏まえて、以下のとおり追記します。 「 <u>福岡県環境県民会議構成団体やNPO等への協力依頼</u> 」
2	40頁 (2)重要地域の保全 ②自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全	曾根干潟について、鳥獣保護区に指定し、さらに、ラムサール条約登録湿地を目指すこと。	曾根干潟の鳥獣保護区指定について、県に要望してきたが、進んでいない。生息する重要生物保全のため、関係者の協議を行うなど県からの鳥獣保護区指定に向けた積極的な働きかけをすること。	本県では、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の指定等を行っており、鳥獣の生息状況や地域関係者の意向等を勘案の上、必要に応じて、指定区域等の見直しを検討しているところです。曾根干潟は、現在、小倉南特定猟具(銃器)使用禁止区域の区域内に含まれていることから、一定程度、鳥類の保護が図られている状況にあります。また、毎年、曾根干潟周辺において、鳥類の渡来状況調査及び生息環境調査を実施しており、引き続き、曾根干潟周辺における鳥類の渡来状況等の把握に努めます。 なお、ラムサール条約湿地については、番号5の回答を御参照ください。
3		平尾台+広谷湿原を保全するため、県としてラムサール条約への登録を積極的に推進し、2018年のラムサール条約審査に間に合わせてほしい。特に、広谷湿原の保全に向けて、北九州市、苅田町と調整の上、何らかのアクションを起こして欲しい。	2000年に実施された県の保全工事の結果、広谷湿原は継続的にメンテナンスが必要とされたが、湿原は大きく減少している。県として北九州市、苅田町の調整または県の事業として、広谷湿原の保全を進めてほしい。	ラムサール条約登録については、国際基準に加えて、自然公園法、鳥獣保護管理法などの法律による自然環境の保全が図られることと、地元住民などから登録への賛意が得られていることの2つの条件を満たすことが必要となります。 そのため、本計画40ページでも記載しているとおり、登録については、地元の市町、住民の賛同が欠かせないことから、県としては、まずは、地元の合意形成の状況を見守っているところです。
4		平尾台の洞窟(観光洞窟を含む)内の鍾乳石への落書き防止。	三か所の観光洞窟では、鍾乳石への落書きが横行しており、青龍窟洞ではケービングにより窟内に生息するコウモリなどへの影響は大きい。落書き防止看板の設置や重点パトロール地域の周知など利用者への注意喚起方法を考慮してほしい。	平尾台の巡視については、1日2回の定期巡視に加え、悪質な行為に対しては必要に応じて指導を行っているところです。 また、鍾乳石への落書きについては、効果的な注意喚起の方法を検討するとともに、パトロールの強化に努めます。

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
5	42頁 (3)野生生物の適切な保護と管理 ①絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全	北九州市の響灘埋立地に生息するチュウヒ、曾根干潟に飛来するズグロカモメ・クロツラヘラサギ・ツクシガモ、カブトガニ等絶滅危惧種の保全施策を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・響灘埋立地はチュウヒ(2017年9月、国内希少野生動植物種に指定)の国内南限繁殖地であるが、北九州市が公募した風力・太陽光・バイオマスの各発電所建設により、その繁殖及び生息が危ぶまれているため、北九州市との協議を行い、チュウヒの保全に努めるべき。 ・曾根干潟における風力発電計画により風車が建設されれば、鳥類の風車への衝突死、障壁効果・移動障害による生息放棄、カブトガニの産卵に影響を与えると思われる。絶滅危惧種に影響を与えるような計画であれば、県からも計画への懸念を伝え、断念させることが必要である。北九州市と協議を行い、絶滅危惧種の保全に努めること。 	<p>チュウヒについては、御意見のとおり種の保存法における国内希少野生動植物種に指定されたことから、まずは国の総合的な施策の策定の検討が行われると考えられますので、県としてその動向を注視し、連携等の検討を行ってまいります。</p> <p>また、福岡県レッドデータブックでは、1,010種もの動植物種が絶滅危惧種に指定されているため、特に保護の必要が高い種や区域を選定する必要があり、その選定について検討を行ってまいります。</p>
6		北九州市響灘地区は、チュウヒ(絶滅危惧種・国内希少野生動植物種)が生息し、数少ない繁殖地のひとつ(南限)である。チュウヒが生息・繁殖することは貴重な多様性を有した生態系が存在することの証明であり、県として保護政策を取るべき。	重要な問題であると考えられるが、該当するものが見られないため。	チュウヒについては、御意見のとおり種の保存法における国内希少野生動植物種に指定されたことから、まずは国の総合的な施策の策定の検討が行われると考えられますので、県としてその動向を注視し、連携等の検討を行ってまいります。
7		干潟は、生物多様性豊かな重要保全地域である。カブトガニやズグロカモメ等の鳥類、魚介類、底生生物などの重要な生息地である曾根干潟に、風力発電機を設置する計画があると聞いた。県として保護政策をとるべき。	重要な問題であると考えられるが、該当するものが見られないため。	干潟は御意見のとおり、多様な生物が生息・生育する生物多様性豊かな場所ですが、福岡県レッドデータブックでは、1,010種もの動植物種が絶滅危惧種に指定されているため、特に保護の必要が高い種や区域を選定する必要があり、その選定について検討を行ってまいります。

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
8	43頁2行～ 45頁12行 ②鳥獣の保護管理、③外来種の防除	広域的な有害鳥獣・特定外来生物対策に積極的に取り組む必要があるのではないかと。	野生鳥獣や農林業・生活環境への被害は深刻であり、同様の被害を及ぼしている特定外来生物は、その分布を急速に拡大している。 イノシシ、シカなどの有害鳥獣やアライグマなどの特定外来生物は、山伝いに市町村間を移動するため、広域的な対策が必要。	イノシシやシカなどの有害鳥獣については、福岡県第二種特定鳥獣管理計画により広域的に対策を実施しております。また、特定外来生物アライグマについては、広域的な対応が可能となるよう、生息状況の分布地図を県ホームページで公表し、初期防除に活用していただいております。 その他、国内で初めて確認された特定外来生物ヒアリについては、環境省や両政令市とも連携した取組が必要であることから、港湾における点検状況やヒアリ発見時の情報共有を行っております。また、県のヒアリ防除マニュアルの作成などの取組についても検討を始めたところです。
9	44,45頁 ③外来種の防除	①ブラックバス、ブルーギルの駆除を徹底して実施すること。 ②ソウシチョウ、ガビチョウの生息状況を調査し、適切な対策を検討すること。	①外来魚により、在来魚類の激減や小魚をえさとするカイツブリの減少、大きな魚(ブラックバスなど)をえさとするカワウなどの増加に伴う水産業被害の増加等の影響が出ており、市町村と連携し、積極的に外来魚駆除を実施しなければならない。 ②ウグイスなど日本在来鳥類への影響があるといわれているソウシチョウ・ガビチョウの生息状況を調査し、対策を検討すること。	①生態系や農林水産業に被害を及ぼすおそれがある外来種に関し、その種類や飼育禁止などの規制について、広くホームページで周知を図るとともに、平成29年度末に福岡県侵略的外来種リストを策定することとしております。 ブラックバスなどの外来魚については、防除手法等の検討を行って、防除マニュアルやパンフレットを作成し、広く活用してもらえるように市町村、NPO等にも配付しているところです。 なお、漁業権が設定されている河川においては、漁業者により、ブラックバス等の外来魚の駆除が実施されており、県は漁業者に対し、駆除方法等の指導を実施しています。 ②特定外来生物であるソウシチョウやガビチョウについては、生息分布調査を実施しており、県内生息分布を福岡県侵略的外来種リストの中で示すこととしております。 なお、防除については、拡散能力が高いことから、定着したものの防除は難しく、全国的にも防除方法が確立されていません。 引き続き、生息状況と防除方法について情報収集等を行ってまいります。
10	45頁3行 防除の緊急性が高いアライグマ等～～取組を推進します。	市町村への支援よりも、県が中心となり広域的な取組を実施していく必要がある。	特定外来生物は市町村境を越えて移動するため、市町村単独では効果的な防除等は難しく、県が中心となった広域的な取組が不可欠である。	特定外来生物アライグマについては、広域的な対応が可能となるよう、生息状況の分布地図を県ホームページで公表し、初期防除に活用していただいております。

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
11	45頁 (4)地球温暖化対策との連携	<p>①風力発電・太陽光発電の建設立地に制限を行うこと。 ②バイオマス発電燃料に木質チップ使用は中止すること。</p>	<p>①自然エネルギー発電は、希少生物の生息場所に建設されるケースも多く、野生生物の生息環境を奪ってまで建設されないよう、行政指導が必要。</p> <p>②樹木が一度CO2を取り込んだにも関わらず、それを燃やして、CO2を排出させるというバイオマス発電の考え方は間違っている。響灘埋立地で計画されているバイオマス発電所は、熱帯雨林の木材を燃料として使用し、その木材を船で運搬する計画となっており、再考を促す行政指導が必要。</p>	<p>①風力及び太陽光は枯渇することなく利用が可能な再生可能エネルギーであり、CO2排出増加に伴う地球規模の自然環境への影響を低減することができますと考えられます。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業者には、国が策定した「事業計画策定ガイドライン」に従うことが求められており、このガイドラインでは、発電事業の企画立案の段階における関係法令等の遵守のほか、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮することも定められています。</p> <p>なお、本県では、ホームページへの情報掲載やセミナーの実施等を通じて、その周知と遵守を図っています。</p> <p>②木質バイオマスをエネルギーとして燃やすとCO2が発生しますが、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長過程で再び樹木に吸収されます。木質バイオマスのエネルギー利用は、大気中のCO2濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有しています。</p> <p>木質バイオマスは、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用することを基本としています。最初から燃料にするために伐採されたものではなく、これまで焼却処分や林内放置等されていたものを燃料として有効利用するものです。</p> <p>なお、本県では、二酸化炭素固定のため、これまで木造が少なかった公共建築物等の木造化などにより、県産木材の長期的利用に取り組んでいます。</p>

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
12	46頁 (5)環境影響評価制度の適切な運用	<p>①風力発電のアセス対象規模を見直すこと。 ②太陽光発電をアセス対象にすること。</p>	<p>①アセス逃れをし、不十分な自主アセスで風力発電を計画する事例が発生しているため、アセス対象規模を出力(5,000kW)のみならず、風車の直径100m以上も対象とするなどの見直しが必要。 ②太陽光発電はアセスの対象外であり、全国的に景観損傷、健康問題、植生破壊、野生生物への影響、土砂流出等のトラブルが発生している。すでにアセス対象にしている地方自治体もあり、環境省も検討しているようだが、福岡県においてもアセス対象とし、県内市町村にも展開してもらいたい。</p>	<p>①福岡県環境影響評価条例においては、風力発電の対象規模について、環境影響評価法における対象規模や、騒音に対する苦情の発生割合等を踏まえて5,000kWとしており、現時点で対象規模を見直す予定はありません。 なお、風力発電事業者等で構成される一般社団法人日本風力発電協会では、事前に自主アセスを実施することが効果的であるとしています。風車を一基以上建設する発電事業を網羅するように、規模要件を対象規模未満でかつ1,000kW以上とし、自主アセスに必要とされる規定を示したガイドブックを作成しています。 ②環境省は太陽光発電について、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業ではないとの考えであり、環境影響評価法の対象事業とすることに否定的です。 なお、本県では今後、太陽光発電事業者に向けて、自然環境の保護の観点からのガイドラインを作成する予定であり、その活用を促していきたいと考えています。</p>
13	47,48頁 (6)生物多様性に配慮した公共工事の推進	<p>響灘埋立地における風力・太陽光・バイオマス発電の建設は、生物多様性に配慮した工事になっていない。北九州市の公募事業であるため、公共工事と同等であり、県内の公共工事の生物多様性への配慮についてチェックが必要である。</p>	<p>風力・バイオマス発電のほとんどが環境アセスを実施したが(太陽光発電は環境アセスなし)、野生生物に配慮したアセスとはいえない不十分であったため、鳥類の風車への衝突死が発生し、チュウヒの営巣地が失われている。生物多様性に配慮した公共工事とはいえない。</p>	<p>本県では、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、施設構造や工法の検討に役立つ事例集の編纂などの取組を進めています。 北九州市若松区響灘埋立地における風力発電、太陽光発電、バイオマス発電の建設は、県の公共工事でなく、この制度の適用を受けませんが、県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう、一層の取組を推進してまいります。</p>

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
14	52頁 ⑤河川における取組 河川等の水系における生物多様性について	河川等水系全般について、自然的な環境と生物生態の保全保持・再現を重視した施策が望まれるが、この観点での具体的な構想や施策が読み取れない。河川整備・改修や災害防止・復旧等のための諸公共・公益事業において、単に剛なコンクリートや石積みで3面張りする従来の剛な建造物による工法では、景観の悪化だけでなく、水辺の植生の排除・再生困難(稀薄)、プランクトン等微生物の発生減退・棲息稀薄等、川の魚介類の棲み場所や餌の減少・消失につながり、結果的に生物の消滅現象が生じることになる。		剛構造物にあたる護岸の設置については、治水上の観点から必要性を検討し河川整備・改修を行っています。 また、護岸の設置の有無に関わらず、水生生物や水生植物の生息・生育環境や餌場を保全するため、瀬淵や水際部等の保全、復元に配慮した工事を行っています。 なお、河川災害復旧にあたっては、本計画47ページ5項目のように「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき行うことを原則とし、河川改修にあたっては、本計画52ページ「⑤河川における取組」の1項目のように「多自然川づくり」の理念を基本としており、生物多様性の向上に配慮した河川管理を行っています。
15	52頁 ⑤河川における取組	コンクリート三面張りの河川から「多自然型川づくり」に改修した河川において、自然環境の回復が感じられない。多自然型河川の自然環境調査を実施し、改修の効果について確認が必要。	多自然型に改修された河川において、鳥類を見ることが少ない。自然環境の指標となる鳥類が少ないのは、自然環境が回復していないということになる。改修後の回復度を定期的にチェックし、必要であれば手を加える必要がある。	本計画の52ページ「⑤河川における取組」の1項目において、県管理の河川改修にあたっては多自然川づくりの理念を基本とし、鳥類を含む在来の生物の生息・生育環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行うことを掲げています。また、必要に応じて生態系が復元しているかチェックを行い、生態系に悪影響が出ている場合は再工事を行うなど順応的な管理を取り入れることとしております。
16	54頁 ⑥沿岸海域における取組	玄界灘から響灘にかけて、広く洋上風力発電建設の構想があり、北九州市がそのためのゾーニングを検討中である。県と北九州市の協議により漁場と藻場の保全、海棲生物及び海鳥類への影響が最小限となるよう努めること。	洋上風力発電は浮体式・着床式のいずれでも、海底部の藻場等や魚類、海棲哺乳類、海鳥類への影響が懸念され、建設工事中の影響もある。建設ありきではなく、海域の生態系保全のための協議であるべき。	北九州市によるゾーニングの検討に当たっては、地域や自然環境と調和した風力発電の導入に向け、対象海域における鳥類や海棲生物等の自然環境調査を実施するとともに、その結果について関係者の意見を聴取する協議の場が設けられており、県もこの協議会に参加しているところです。

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
17	54頁 17行	第1期計画では、海生生物の例としてカブトガニ、野鳥の例としてコアジサシの記載があったが、第2期計画では、削除したのはなぜか。特にカブトガニは、県の代表的な生き物として挙げてほしい。	カブトガニやコアジサシの生息場所は、開発の対象になりやすい。絶滅危惧種のカブトガニの生息地は県内に4カ所あり、曾根干潟は国内最大級の生息地であるが、その他の生息地では減少し、保全の取組が急務である。カブトガニは沿岸環境の健全性を表す指標種であり、県の代表的な生物である。	御意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。 「アカウミガメやカブトガニなどの海生生物やクロツラヘラサギやコアジサシなどの野鳥の生息場所となっている生物多様性の保全上重要な海岸や自然景観が優れた海岸については、～(以下、略)」
18	62頁 (2)里地里山里海の適切な利用と管理	耕作放棄地の増加等により、太陽光発電設置が急増し、里地里山の生物多様性が懸念される。何の議論もされず設置され、景観上の問題があるため、県として今後の指針を示す必要がある。	太陽光発電のパネルの設置について、隣人トラブルとなった事例や国立公園エリアに隣接する普通地域に設置され、景観上問題視する意見があるほか、ため池にパネルを浮かべる計画では越冬するカモ類への影響が懸念される。里地里山の景観と生物多様性保全を図るため、太陽光発電計画に対する指針を早期に示し、県のアセスの対象とし、県民からの意見を聴くこと。	本県では今後、太陽光発電事業者に向けて、自然環境の保護の観点からのガイドラインを作成する予定であり、その活用を促していきたいと考えています。
19	62頁 39行	竹林の管理・樹種転換・拡大防止の施策について、1次計画から記載内容に変更がない。課題として記載する以上、進展していない原因を踏まえた具体的な方策を追記した方がよい。	放置竹林の整備や侵入竹の伐採による管理等にあたる人材確保、竹材資源の活用法等がさらに進めば歯止めがかかるとはならないか。ボランティア等による各地の取組を広げること大切。	本県では、放置竹林の樹種転換や侵入竹の伐採、たけのこ生産林への整備、地域住民が協力して行う放置竹林の伐採などに対して様々な事業を活用して支援を行っているところです。また、平成28年度より県内の竹の多い市町と「福岡県放置竹林対策連絡会議」を設置し、市町村との連携を強化し放置竹林対策に取り組んでいるところです。 頂いた御意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。 「竹林について、管理や樹種転換、拡大防止のため、造林事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の事業を活用して、生物多様性の保全に貢献します。」
20	78頁4行 施策の検討に際しては、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められます。	施策の検討に際しては、 <u>環境関連団体(NPO等)との連携等により、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められる。</u> 下線部の追加	市町村の環境行政において、環境関連団体(NPO等)は施策の実施や住民の意向把握の手段として重要な役割を担っており、その活用を明確化するため具体的に記載すべき。	御意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。 「 <u>施策の検討に際しては、NPO等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められます。</u> 」

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 パブリックコメント意見への対応

番号	頁・行	意見の内容	意見の理由	意見への対応
21	78頁12行 地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待できます。	意見の内容：地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、 <u>生物多様性の重要性等を啓発するなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待できる。</u> 下線部追加	NPO等の役割として代表的な具体例を記述したほうが、理解しやすいと思う。	御意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。 「 <u>地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待できます。</u> 」
22	推進体制	県条例を制定するなどして、庁内だけでなく、市町村の各部局におよぶ推進体制に強化すべき。	市町村では生物多様性が主流化されていない。脱炭素を掲げた環境産業への投資により、森林伐採や草原喪失、生態系への影響が危惧される。曾根干潟や平尾台での計画も具体化し、重要地域保全の方針に反しているほか、農業用ため池での浮体式ソーラーパネルの設置計画もある。	県保健福祉環境事務所、市町村やNPO等で構成された地域環境協議会では、地域の生物多様性の主流化に向けた取組が行われています。 また、地域の自然的・社会的条件に則した市町村による生物多様性地域戦略の策定を引き続き促進していくことで、地域の生物多様性の主流化を図ります。